

自殺総合対策大綱(平成19年6月閣議決定)の概要

現状と基本認識

(現状)

- 平成10年に**自殺者数が3万人**を超え、以降、高い水準で推移
欧米の先進諸国と比較しても高い水準
- 世代別の自殺の現状
 - ・将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化
 - ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因
 - ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題

(基本認識)

- ◇**自殺は追い込まれた末の死**
 - ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む**様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死**
 - ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患
- ◇**自殺は防ぐことができる**
 - ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という**社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療**により予防が可能
- ◇**自殺を考えている人はサインを発している**
 - ・**家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題**

基本的考え方

- 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む**
 - ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備
 - ・うつ病の早期発見、早期治療
 - ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
 - ・マスメディアの自主的な取組への期待

- 国民一人ひとりが自殺予防の主角となるよう取り組む**

- 自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む**

- 関係者が連携して包括的に支える**

- 実態解明を進める**
当面、これまでの知見に基づき施策を展開

- 中長期的視点に立って、継続的に進める**

当面の重点施策

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 遺された人の苦痛を和らげる
- 民間団体との連携を強化する

自殺対策の数値目標

- 平成28年までに、自殺率を20%以上減少
- なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
- 目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

推進体制等

- 国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密な連携・協力
- 評価見直しへの民間有識者の関与
- 5年後を目途に見直し

自殺を予防するための当面の重点施策

自殺の実態を明らかにする

- 実態解明のための調査の実施
- 情報提供体制の充実
- 児童生徒の自殺予防についての調査の推進
- 脳科学等様々な分野からのうつ病等精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発・普及等

国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施
- 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- うつ病に関する普及啓発の推進

早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する

- かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- 教職員への普及啓発等の実施
- 介護支援専門員等への研修
- 多重債務、失業、経営難に関連する相談員の資質の向上等

心の健康づくりを進める

- 労働者が相談しやすい環境整備等の職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 精神保健福祉センター等地域の心の健康相談に関する窓口の充実
- スクールカウンセラーの配置等学校における相談体制の充実

適切な精神科医療を受けられるようにする

- 精神科医をサポートする人材養成など精神科医療体制の充実
- うつ病の受診率の向上
- うつ病スクリーニングの実施
- うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- 慢性疾患患者等に対する支援

社会的な取組で自殺を防ぐ

- 地域における相談しやすい体制整備の促進
- 多重債務、失業者の相談窓口の充実
- ホームドア・ホーム柵の普及
- ネット上の自殺関連情報対策の推進
- ネット上の自殺予告事案への対応等
- 介護者への支援の充実
- いじめ電話相談等の体制整備
- ニート状態の若者の自立支援等

自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- 家族等身近な人の見守りに対する支援

遺された人の苦痛を和らげる

- 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- 学校、職場での自殺発生直後の身近な人へのケア等事後対応の促進
- 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の連絡先を掲載したパンフレットの作成・配布

民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における公的機関との連携体制の確立
- 民間団体の電話相談事業への支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援